省　令

○厚生労働省令第百四十一号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　令和八年七月二十八日において熊本県のうち八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和八年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和九年二月一日」とする。	附　則 1　（略） 2　令和六年一月一日において石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和七年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「十二月二十六日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十九号

警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六条の二第八項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則を次のように定める。

令和八年九月二十五日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則

（定義）

第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　サイバー危害防止措置執行官　警察官職務執行法（以下「法」という。）第六条の二第一項に規定するサイバー危害防止措置執行官をいう。

二　サイバー危害防止処置　法第六条の二第二項の規定による処置をいう。

三　加害関係電子計算機　法第六条の二第二項に規定する加害関係電子計算機をいう。

四　承認の求め　法第六条の二第四項の承認の求めをいう。

五　勧告　法第六条の二第十項の規定による勧告をいう。

（管理者への通知）

第二条　法第六条の二第八項の規定による通知は、次に掲げる事項について、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法その他の方法により行うものとする。

一　当該サイバー危害防止処置をとった年月日

二　当該加害関係電子計算機を識別するアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の当該加害関係電子計算機を識別するための事項

三　当該サイバー危害防止処置の概要

四　当該サイバー危害防止処置をとったサイバー危害防止措置執行官の所属する機関

（関東管区警察局長による報告等）

第三条　関東管区警察局長は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁長官（以下「長官」という。）に報告しなければならない。

2　警察庁の警察官（関東管区警察局の警察官に限る。次項及び第四項において同じ。）であるサイバー危害防止措置執行官は、次に掲げる事項を行うに当たっては、あらかじめ、関東管区警察局長を通じて、長官に報告し、その指揮を受けなければならない。

一　サイバー危害防止処置の開始及び終了

二　法第六条の二第三項の規定による協議

三　承認の求め

四　法第六条の二第八項の規定による通知

五　法第六条の二第九項の規定による通知

3　警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官が前項第三号又は第四号に掲げる事項を行わないこととするときも、同項と同様とする。

4　第一項の規定は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がサイバー危害防止処置を終了したときについて準用する。

（警察本部長による報告等）

第四条　警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官について準用する。この場合において、同条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに」と、「関東管区警察局長を通じて、長官」とあるのは「警察本部長」と、同条第三項中「前項第三号」とあるのは「第四条第二項において読み替えて準用する前項第三号」と読み替えるものとする。

3　警察本部長は、都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官が前条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を行うに当たっては、あらかじめ、長官にその旨を報告しなければならない。

4　都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官が前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を行わないこととするときも、前項と同様とする。

5　第一項の規定は、都道府県警察の警察官であるサイバー危害防止措置執行官がサイバー危害防止処置を終了したときについて準用する。

6　警察本部長は、勧告を受けたときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならない。